

保 護 者 様

新潟市こども未来部幼保支援課

新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

本届は保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。

(診断時に医師から再受診の指示があった場合はそれに従ってください。)

医師の診断後、出席停止期間が終了し登園する際は、以下の療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）を保護者が記入し施設へ提出してください。

-----きりとりせん-----

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用） ※保護者が記入してください。

施設名 _____ クラス _____

園児氏名 _____

新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので 年 月 日より登園いたします。

診断を受けた医療機関 _____

発 症 日： 月 日

解熱した日： 月 日

登 園 日： 月 日

年 月 日 保護者氏名 _____

【例】

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
発症							登園可能
				0日目	1日目		
				症状軽快			

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症								登園可能
						0日目	1日目	
						症状軽快		